

予算決算常任委員会（令和4年度決算審査）会議録

令和5年10月26日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時11分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

委員の欠席について

質疑

令和4年度一般会計歳出（4衛生費～13予備費）

令和4年度各特別会計

令和4年度各企業会計

財政健全化実行計画の検証

令和4年度決算全般

採決

認定第 1号 令和4年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 令和4年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 令和4年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和4年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 令和4年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 令和4年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第 8号 令和4年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（11名）

委員長 喜多武彦君

副委員長 佐藤正君

委員 石川陽介君

委員 大西陽君

委員 奥山かおり君

委員 加納由美子君

委員 真保誠君

委員 中山義隆君

委員 西川剛君

委員 湊祐介君

委員 村上緑一君

議長 山居忠彰君

委員外議員 十河剛志君

欠席委員（1名）

委員 谷守君

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	大橋雅民君	市民部長	丸徹也君
経済部長	鴻野弘志君	建設環境部長	藪中晃宏君
財政課長	佐藤寛之君	環境センター長	今井博明君
地域生活課長	岡田詔彦君	畜産林務課長	市橋信明君
商工労働観光課長	坂本英樹君	上下水道局長	土田実君
環境センター副長	佐野貴敬君	地域生活課副長	池田大君
畜産林務課副長	太田幸兵君	商工労働観光課副長	木村哲晃君
都市環境課副長	佐藤政臣君	上下水道局副長	檜木孝士君
財政課財政係主査	小松大悟君	畜産林務課係主査	小林宏之君
商工労働観光課観光係課長	成田慎哉君		

教育委員会 教育長職務代理者	馬場千晶君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
教育委員会 合宿の里・スポーツ推進課長	徳竹貴之君	教育委員会 合宿の里・スポーツ推進課副長	上川学君

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局 総務課長	岡崎忠幸君
議会事務局 総務課主査	中井聖子君	議会事務局 総務課主任主事	齊藤太成君

(午前10時00分開議)

○委員長(喜多武彦君) ただいまの出席委員は11名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

○委員長(喜多武彦君) 本日の会議録署名委員は、9月15日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(喜多武彦君) なお、谷 守委員から欠席の届出があります。

○委員長(喜多武彦君) 本日は委員外議員として、十河剛志委員外議員が出席しております。委員外議員の発言は常任委員会設置時に許可されておりますので、御報告いたします。

○委員長(喜多武彦君) それでは昨日に引き続き、一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

第4款衛生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。加納由美子委員。

○委員(加納由美子君) 成果報告書の50ページからになりますが、まず、朝一番から墓地管理費の移転の話ということでちょっと恐縮しておりますが、伺いたいと思います。

この中で、移転に関する事で、今年度、広告料が4万3,000円、そして郵便料が7,000円となっています。この件に関しては過去数回質問が出ておりまして、最近のですと令和3年度のときに質問が出ておりまして、連絡先が分かっているところが5名となっております。郵便料が7,000円となっております。細かい話ですけれども、7,000円で84円の切手代で割ると83という数字が出てくるんですけれども、この辺りのことも含めて、この1年間どのような広告料を出して効果があったのかについてまず伺いたいと思います。

○委員長(喜多武彦君) 佐藤都市環境課副長。

○都市環境課副長(佐藤政臣君) お答えいたします。

まずは決算の内訳ということで、郵便料に関しましてですが、7,000円の内訳ということになりますと、今お話のありましたとおり、5名の方だけということになりますと、決算額が高いという形になりますが、実際にはこの郵便料の中には調査対象の方、実態調査と所在調査それぞれ行っていますので、件数に関しては44件調査を行っていますので、その中で返信用封筒に係る切手代と、対象者の中には数回対象として調査をかける方もいますので、そちらの金額で7,000円という形になっております。

また、広告料の4万3,000円の内訳ですが、こちらにつきましては、官報の掲載料、こちらが1万6,000円になっております。また、地元新聞社の広告料が2件ありまして、これが2万7,000円ということで内訳、以上のような形になっております。

こちら広告等による周知を行うことでの実施の効果といったところになりますが、こちらにつきましては、今言いました官報の掲載料につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて処理を進めてきております。こちらの中で公告掲載することにつきましては、これは必要なことと定められておりますので、こちらは実施しなくてはなりません。

また、このほか、墓地の見やすい場所のところに看板を立てて公告をするといったことも定められておりますので、そのような手続も行うということで、官報の公告並びに墓地のほうでも同様に公告を掲示しております。

また、地元新聞社の広告につきましては、地元の方々にも、この東山墓地の取組といったものを知っていただくと、これまでもずっと続けてきていることですので、これらをきちっと理解していただきまして、それらを知っていただいた市民の方々からも市外の方に向けてこの取組を周知していただくという形のものにつながっていくと考えて広告を行っております。

このほか、市のホームページにも情報は掲載しているところでありまして、これらの手続を行うことで、処理につきましては少しずつではありますが進められていますので、一定の効果は出ていると考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 一定の効果が出ているということではありますけれども、決算のところで工事請負費の移転費の35万円がそのまま残っておりますので、移転のための事業と私は捉えているので、移転がこの1年間1件もなかったということの理解でよろしいですか。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○都市環境課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

移転につきましては、今お話しのとおり、令和4年度に関しましては移転の件数はなかったという形になります。

移転という処理にはなりますが、なかったというお話なんですけれども、そのほか埋蔵されています焼骨のほうの改葬といったところの処理等は、この官報のほうで掲げる手続によりまして進めてはきていますので、そちらにつきましては昨年度3件実施してきているという形にはなります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 粛々と進んでいるということで理解させていただきますが、移転開始が1980年、昭和55年からということで記録が残っているんですけれども、40年以上たって、なかなか進まないということで、私も今回質問するに当たりまして、現場に何度か足を運びました。担当の方もきっと何度も御覧になって、様子を見て心を痛めているというか、草があってお墓が埋もれているという状況は、ちょっと悲しいかなと思うんですけれども、それでなかなか進まないということで、移転は移転ということで進めるということでよろしいかと思うんですけ

れども、40年以上たつてなかなか進まないということであれば、それはそれ相応の何か対応もあるのではないかという提案をしたいと思うのですけれども、やはりもともと士別を開拓された方々が建てたお墓で、いろいろな御事情があつて無縁仏のようになつたり、連絡がなかなかつかない、ついてもなかなか先に進まないという状況でありますと、この後、草刈りもあまりされていないのかなと思います。せめてもうちょっと景観よく、お墓はそれぞれの持ち物だと思ひますけれども、土地そのものは士別市のものであると伺つておりますので、そちらのほうに整備にお金をかけるとか、あと学校も近いですので、景観、見た目ばかりではなく、教育的配慮という面からしても、亡くなられた方々が朽ちている姿をそのまま放置しているという状況は私はよろしくないと思うのですが、その辺りのことはどのようにお考えか、伺ひたいと思ひます。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○都市環境課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

今お話のありました墓地の景観の関係です、主に。墓地全体をきれいにするほど、現状では確かにあそこのほう、草刈り等におきましては全体は行っていないというのは現状ではあります。ただ、墓地の周りの道路沿いや看板を立てている周り、また、墓地のほうにお参りに来る方々の通り道等々におきましては、部分的ではありますが、別な予算を立てて草刈り等は最低限の形で実施はしてきております。

ただ、お話にありましたとおり、それだけでは見た感じ、まだ管理の状況がよろしくないのかと、通る方においてもなかなか景観がよくないということから、散歩される方がいるというお話も聞いたこともありますので、ちょっと感じよく思われぬ方もいるのかもしれないのですけれども、現状では廃止に向けて進めていくという墓地ですので、維持管理における経費につきましては、必要最小限の形でつけさせていただきます、管理は進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。奥山かおり委員。

○委員（奥山かおり君） 私も、衛生費のごみ処理収集事業費について伺ひたいと思ひます。

まず初めに、収集に従事している会計年度任用職員の報酬におきまして、不用額388万9,000円の不用額が生じております。その内訳についてお知らせいただきたいと思ひます。

○委員長（喜多武彦君） 佐野環境センター副長。

○環境センター副長（佐野貴敬君） お答えします。

不用額の内訳ですが、年度当初に退職した職員1人分の報酬の残200万2,000円、年度途中で退職した職員2人分の報酬の残140万5,000円、さらに会計年度任用職員の時間外手当等の残48万2,000円、計388万9,000円が不用額となったものです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） 主に年度途中の退職に伴う報酬の執行残ということで理解いたしました。
次に、現時点で収集に従事する職員は何名配置すべきところ何名欠員しているのか、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 佐野副長。

○環境センター副長（佐野貴敬君） お答えします。

配置は、会計年度任用職員18人を見込んでいるところですが、現在15人が在職しており、3人が欠員している状況です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） 想定されている人数より3名不足しているとのことですが、現在はそのような体制でごみを収集されているのか、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 今井環境センター所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えします。

収集地区は、市街地区、出張所地区及び朝日地区に分けて収集を行っております。市街地区は主に直営と一部委託により収集し、出張所地区は主に委託と一部直営により収集し、朝日地区につきましては全て委託により収集を行っております。

収集時は車両1台につき運転手1人と収集作業員2名の計3人体制を基本に収集を行っております。曜日によって収集体制が変動するため、一般ごみ、生ごみ、衛生ごみを収集する金曜日の市街地区の収集体制を例に挙げますと、市内を6つに分けて、5地区を会計年度任用職員15名で収集し、1地区を委託業者の職員3名で収集しております。また、6地区内にある集合住宅のステーションに排出されるごみを委託業者の職員2名で収集しております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） 会計年度任用職員の方を中心とした直営の収集と委託することによって収集体制が維持されているということを理解させていただきました。

私も質問の要旨ということで挙げさせていただいたんですが、士別市の個別収集なんですけれども、この夏の暑いときは走って首にタオルを巻いて汗をだらだら流しながら一生懸命収集されているところをお見受けしましたし、寒くなってきた中でも一生懸命私たち市民が出したごみを収集してくださっております。私自身も家の前まで取りに来ていただいてお世話になっている一人なんですけど、本当にありがたい収集の方法だと思うので、このまま継続をしていただきたいと思っております。士別市においても、高齢化、もちろん進んでおります。生活支援の観点からも、ぜひ継続のほうをお願いしたいと思います。

現在は3名足りない中でも、収集体制は維持できているということは安心いたしました。ごみ収集以外の分野でも、昨日からも職員不足と人材確保に苦慮されているお話は答弁の中でも伺っておりますので、それについては今回の質問とそれですので、別の機会に改めて質問を

させていただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 衛生費、保健衛生総務費のうち水道事業会計補助金についてお聞きいたします。

決算資料の中に、それぞれ企業会計補助金、特別会計繰出金、消防事務組合負担金内訳というのが25ページのほうに資料として提出いただいているところがございます。企業会計における一般会計からの補助金ということでもありますので、昨日もお聞きをしている水道事業会計、基本的には独立採算でという中であって、不足分をこの一般会計からの補助金でということがございますので、お伺いをしたいと思っております。

決算書にある数字の部分で恐縮でありますけれども、まず初めに、4年度における補助金の決算額、そして大きく不用額が出ていますので併せてその不用額についてお伺いをいたします。

○委員長（喜多武彦君） 榎木上下水道局副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） 水道事業への補助金の内容ですので、上下水道局のほうから御説明をさせていただきます。

まず、令和4年度の水道事業会計補助金、衛生費の部分での補助金の部分ですが、予算額1億1,074万4,000円で決算額9,763万9,000円、不用額が1,310万5,000円となっております。

不用額が多く発生した理由ですけれども、繰入れ基準に基づかない経費のうち、旧簡易水道事業地区の資金不足額に対する繰入れが予算に比べて1,400万円ほど減少しています。要因としましては、旧簡易水道地区の歳出予算の執行残によるものでありまして、例年この部分で1,000万円前後の不用額が発生している状況です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 大幅な不用額、その内訳、理由について今御説明いただきました。

旧簡易水道地区のほうの予算執行が予算より少なくなると、それに対する補助金が減だということに理解いたしました。その部分もう少し踏み込んでいくと、事業会計上の簡易水道の予算執行が、ある意味例年1,000万円ぐらい不用額が出ますよということだとすれば、予算自体が過大に積算されているのかということ、ちょっと疑問に思ってしまうんですけれども、その点ちょっとお知らせさせていただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 榎木副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） お答えします。

旧簡易水道地区の不用額で多く発生している理由については、特に修繕費について300万円以上多く不用額が発生しておりまして、この部分につきましては、漏水の発生件数とかにもよる部分でございます。なかなか幾ら1年間にかかるというのが見込めないものですので、多く発生しているという状況でございます。

予算に比べますと執行率が大体80%という状況でありますので、ちょっと過大ではないかと

いうことであれば、そういう御意見もあろうかと思しますので、予算の積算には次年度以降留意していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 補助金の前提となる予算執行でございます。その部分を正しく見積もるといのは水道事業にかかわらずだと思いますので、とりわけそこについて深く指摘してきたわけではないんですけれども、これを取り上げましたのは、今お話しいただいた部分で、補助金のほうの執行残の理由が旧簡易水道地区のそういった工事費との部分が見積りが少なかったのというのが今それに対して300万円しなかったんですということなんですけれども、結果、その前の不用額の部分でいくと、1,300万円旧簡易水道地区分で補助金が減ったよということなんで、補助とする額と対象となる経費がどうなっているかというのはあるんですが、この補助金を取り上げた理由としては、水道事業の、これは一般会計で聞いているので補助金のほうから聞いておりますが、水道事業会計の決算状況を見ますと、当初計画段階、令和4年度では約4,000万円の赤字予算だよということで組んでいました。決算では192万円の赤字決算ということで報告いただいておりますが、多くの収益改善がされています。

少し基準のほうはこの後聞きたいと思いますが、1,300万円戻さなければ黒字になったのではないのかという、こういうこともあったものですから、今日取り上げているところであります。これはそういった意味では対象項目、補助金の項目によってはもらえるもの、もらえないものがあると思いますが、これは例えば会計全般に対しての赤字補填のような形の補助金というのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 土田上下水道局長。

○上下水道局長（土田 実君） お答えいたします。

水道事業の会計の中の項目といたしまして、中央地区がメインとなります上水道の区域の部分と郊外部の旧簡易水道地区と言われます朝日、温根別、上士別、多寄に関わる部分は、水道事業の中で項目として予算を分けて積み上げを行っております。その中で旧簡易水道地区については不足分を繰入れの協定に基づいて一般会計から補助金をいただいているところでありますが、上水道地域については、繰入れの中では法定内の部分の対応の基準以外に不足分を補填するという部分は設けてはいないところであります。

その要因としましては、あくまで水道事業は独立採算制という部分が表にございますので、そういった上水道地域については不足分を一般会計から今の現行の状況では補っていただくような仕組みにはなっていないところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） あくまでも一般会計側との協定によっては、そういう項目は今現状ないということなんですけれども、少し振り返って水道料金の料金改定の議論の際、あるいは上水道

の戦略の中にも、有料化に当たっては、当然ながら経営構造上、料金だけでは全て賄えないので、料金収入によらない収益構造改善を目指すということがあるので、ぜひ一般会計からの繰り出し基準については、そういった観点も新たに組み入れるべきではないかなと考えているところです。

そこで6月に、来年度この補助金については繰出金の考え方を変わると今示されています。この際でありますので、今言っている部分が盛り込まれているかどうかは別として、来年度からの繰り出し基準見直しの内容と、これによる繰り出しの追加額はどれぐらいになるのか見込みも含めてこの際お聞きいたします。お願いします。

○委員長（喜多武彦君） 土田局長。

○上下水道局長（土田 実君） お答えいたします。

繰入れの内容であります。前回上下水道局から説明させていただきましたので、上下水道局でお答えいたします。

旧簡易水道地区に係る経費について財政部局と見直しを行いまして、令和6年度から東山浄水場の建設改良費の一部について旧簡易水道地区運送水案分分の1,208万2,000円と冬期間の凍結防止水路に係る経費134万9,000円、末端部の残塩対策水路に係る経費434万円、計1,773万5,000円が令和6年度から追加の繰り出しとして見込んでいるところであります。

以上でございます。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、衛生費の環境センター管理運営事業について伺います。

この施設は、平成29年4月から供用開始したと捉えております。それで、供用開始以降令和4年度末までの累積の埋立量、それと当初計画との比較、それから、併せてリサイクルセンターも同じように令和4年度の処理量、それから供用開始からの累積処理量と計画との比較について、まずお伺いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐野副長。

○環境センター副長（佐野貴敬君） お答えします。

平成29年度から令和4年度までの累積処理量とそれぞれの当初計画との比較についてですが、総搬入量は計画3万6,117トンに対し実績2万7,557トン、差引き8,560トン、23.7%の減となっております。

次に、リサイクルセンターのほうでの資源化量ですが、計画8,017トンに対し実績9,104トン、差引き1,087トン、13.6%の増となっております。

次に、埋立量ですが、計画2万4,012トンに対し実績1万3,556トン、差引き1万456トン、43.5%の減となっております。

最後に残埋立量ですが、計画3万1,988トン、埋立率42.9%に対し、実績4万2,444トン、埋立率24.2%。このため、埋立可能量としましては、差引き1万456トンの増、埋立率は18.7%の減となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、数字で伺いました計画と比較して、いわゆる減量化が進んでいるということなんだと思います。この要因というのはいろいろあると思うんですが、まず有料化になったのも要因の一つだと思います。何といたっても市民のごみ減量化に対する意識は高まっているというのも要因だと思います。さらに人口減少等々も含めて、結果的に施設、いわゆる最終処分場の寿命が延びるということになるんだと思います。

それで一方で、減量化が進むことによって寿命が延びるわけですが、施設やあるいは機械類のメンテナンスも含めた、いわゆる長寿命化の取組が必要になるんだと思いますから、現行の取組も含めて今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 今井所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えします。

機械設備メンテナンスは供用開始以降、集塵設備のバグフィルターや破碎刃、コンベアベルト、消耗品を中心に補修交換を行っております。また、プラントメーカーへ委託し、年3回、手選別コンベア、供給コンベア、金属プレス機等の主要機器類の点検を実施しているほか、日頃からセンター職員が始業前後に機器類の点検、清掃をはじめ、調整や消耗部品の交換など保守点検作業を実施し破損等の予見に努めているところであります。

今後につきましても、補修やメンテナンスを逐次実施していくとともに、委員御提言の下、施設や機械設備等の長寿命化につながる計画策定に努めてまいります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 第5款労働費については通告がありませんでした。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 林業費、林業振興費、有害鳥獣防止対策事業についてお聞きいたします。

まず初めに、有害鳥獣による農林畜産業への被害は毎年多大なものとなっているかと存じませぬ。令和4年の被害額については、先日の令和5年第3回定例会にて奥山議員が質問されましたので、そちらを参考にさせていただきます。

ヒグマによる被害面積が90.5ヘクタール、被害額が4,400万2,000円、捕獲実績30頭。エゾシカによる被害面積は272.6ヘクタール、被害額が9,123万8,000円、捕獲実績が1,234頭。アライグマによる被害面積が8.8ヘクタール、被害額が1,397万8,000円、捕獲実績が280頭。カラス、キツネ等その他の動物による被害面積が47.3ヘクタール、被害額が2,587万5,000円。合計被害額が1億7,509万3,000円となります。

令和3年度の合計被害額では1億3,718万4,000円、比較しますと3,790万9,000円の被害額が増加しております。前年度にもお聞きいたしましたが、令和4年度の予算では、有害鳥獣防止対策事業内に狩猟免許取得助成が計上されております。しかし、決算には計上されておませ

ん。つまり、今回も狩猟免許取得助成はなかったということでしょうか。免許取得者はいなかったということで間違いありませんでしょうか。併せて、現在の猟友会の人数と年齢構成も教えていただけますと幸いです。お願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 小林畜産林務課林務係主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） お答えいたします。

令和4年度の狩猟免許取得助成の実績でございますが、こちらについてはございません。

次に、現在の猟友会の人数であります。合計で38名。この内訳としましては、令和5年4月1日現在でありますけれども、20代が1人、30代が2人、40代が6人、50代が7人、60代も7人、70代が11人、80代が4人の合計38名となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） やはり去年もお聞きはしていましたが、ちょっとなかなか高齢化が進む中、若い層がなかなか入ってきていないということを確認させていただきました。

そして次に、免許取得に対して現状の対応策としてはほかにどのようなものを行っているか、教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲に必要となる狩猟免許、こちらの取得費助成についてですが、市ホームページで周知を行っているほか、本年度新たに北海道が実施する狩猟免許試験の実施時期に合わせて市の狩猟免許取得費助成や道の狩猟免許試験の日程を広報9月号に掲載し市民に対して情報発信を行ったところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） ちなみに、ホームページにて広報されたということだったのですが、その効果などはいかがでしたでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） 広報周知後の問合せ等でございますけれども、狩猟免許取得費助成について1件問合せがあったところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 恐らくこれまで見るができなかったというか、その時期が迫っていることも認知できていなかった方々に対してよい広報になっているということを確認させていただきました。

そしてその次に、前回の答弁にもありました、既存の協力隊へ狩猟免許の資格について促進という部分での御案内をするということだったのですが、そこについての結果はいかがでした

でしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 太田畜産林務課副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） お答えいたします。

既存の地域おこし協力隊員に対しまして、農作物被害の状況ですとか市の狩猟免許取得助成金制度等を併せまして狩猟免許の資格試験の案内を行ったところでありまして。

そのうち1名の地域おこし協力隊の方が狩猟免許試験の事前申込みをされたとお伺いしております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） こちらの既存の協力隊の方も免許の申込みをされたというところで、そちらでも効果というか、そういった実績が上がっているというところを確認させていただきました。

今回も御質問させていただいたんですけれども、さきにお尋ねした、特に猟友会の年齢構成などの中でもやはり高齢化というところは今現状進んでいるというところ、そして若い年代の方がまだ増えてはきていないというところなんですけれども、有害鳥獣駆除の担い手がやはりなかなか増えていない状況でありますので、ここは以前もちょっとお話ししたんですけれども、専門の地域おこし協力隊を募集することですとか、担い手を増やすためにビジネス化できる状態の整備など、これまでの仕組みを変えることも非常に重要かと考えております。そういったところもぜひ検討していただきながら、有害鳥獣防止対策事業につきましては、進めていただければと願うところでございます。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から今も石川委員からありました有害鳥獣被害防止対策事業について質問いたします。

今年は熊の目撃情報も非常に多くて、全国的にも去年までの3倍近くが目撃情報が届けられているという情報があります。朝日町でも先日、兄弟熊が市街地に出没しまして、非常に熊の被害が身近に迫っているという危機感も持っているところではありますが、それでヒグマ対策について特化して聞きたいと思うんですけれども、今、猟友会の話は石川委員から伺いましたので、ヒグマ対策について、箱わな管理事業委託というのがあるんですけれども、この中身についてちょっと説明いただけますか。よろしく願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） お答えいたします。

事業の内容につきましてですけれども、こちらヒグマによる農作物被害の防止であったり、市民生活の安全確保のため、北海道から設置の許可を受け、繰り返し出没している場所などに随時箱わなを設置し、その管理を猟友会士別支部のほうに委託をしている状況です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） このヒグマ対策の費用につきましては非常に箱わなの委託がウエートがすごく大きいということでは感じております。それで、ヒグマというのは非常に学習能力というかが強い動物でありますので、箱わなが一度なかなかわなに入らない場合、非常にそこに入るケースというのは非常に少ない。特に熊の場合は行動範囲が、ほぼ半径10キロ以内ということで非常に面積が広いテリトリーであります。この辺、このウエートが大きい分、逆に言うと捕獲奨励金を増やしてもハンターによる捕獲のほうが非常に効率がいいのではないかとこのころは考えておりますが、この辺は市の行政側としては何か検討されるところとかあるのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 市橋畜産林務課長。

○畜産林務課長（市橋信明君） お答えいたします。

箱わなの設置につきましては、ヒグマの農作物被害、あと市民生活の安全確保、そういったものを踏まえてヒグマの出没頻度や時間帯、あと巡回によって捕獲ができないなど、そういったものを考慮して猟友会と協議して設置を決めているところであります。

実際にヒグマの目撃情報なんですけれども、夜行性ということもありまして、夜ですとか、あと早朝、夕暮れどきに多くの目撃情報が寄せられておりまして、やはりその時間帯、銃器による捕獲というのはなかなか難しいものですから、箱わなを設置して捕獲を行っておりまして、銃器と箱わな両方を行うことによりまして効果的にヒグマの捕獲が行われていると考えております。

今、奨励金のお話がありましたが、他市の状況を確認させていただきながら、どのような形がよいのか確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） もっと早くに聞けばよかったんですが、この箱わなによる実績、それと箱わなの設置箇所だとか設置数だとか、もしお分かりになればちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） お答えいたします。

まず、設置の実績についてですが、令和4年度、こちら10基設置しております。その中で捕獲が5頭になります。こちら令和4年度の設置場所についてですが、温根別1基、武徳町2基、上士別町が6基、川西町1基、こういった内訳になっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今後増やされる予定はありますか。

○委員長（喜多武彦君） 市橋課長。

○畜産林務課長（市橋信明君） お答えいたします。

今年度の設置につきましては、ちょっと昨年より少ない設置箇所にはなっているんですけども、出没状況、先ほども御答弁させていただきましたが、繰り返し出没して箱わなによる捕獲が必要だと猟友会との協議の中で判断されれば設置ということも可能性としてはあるかなと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。奥山かおり委員。

○委員（奥山かおり君） 私も林業費の中から、森林環境保全整備事業についてお伺いをいたしましたと思います。

資料のほうは、主要施策の成果報告書63から64ページが該当いたします。

まず初めに、事業内容と令和4年度の事業実績についてお聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 太田副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） お答えいたします。

森林環境保全整備事業の事業内容につきましては、士別市有林の健全な維持造成を図り、森林資源の充実を図ることを目的としております。

令和4年度の事業実績であります。下刈り工事33.19ヘクタール、金額220万円。苗木の植栽工事17.96ヘクタール、金額606万1,000円。苗木購入費、アカエゾマツの樹種になりますが、1万3,480本、金額が248万3,689円となっております。

そのほか、旭川林産協同組合で開催されております銘木市への市有林材の34.41立方メートルの出品に伴います材の運搬業務及び販売業務が合計で91万8,815円となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） 次に、事業実施場所の選定なんですけど、どのように選定についているのか、お聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 太田副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） お答えいたします。

事業の実施場所の選定であります。森林の成長を見据えながらというのが前提になりますが、効率的な事業の実施ですとか周辺の景観、それと中長期的な事業量の均衡にも配慮しながら事業実施場所を選定しているところであります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） それでは最後になりますが、今後の士別市有林整備の考え方についてお聞きし、質問を終えたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 市橋課長。

○畜産林務課長（市橋信明君） お答えいたします。

今後の市有林整備の考え方につきましては、これまで同様、育った木を利用するために伐採した後には再び木を植えまして、森林循環を基本に進めていきたいと考えております。

また、雨水を蓄え土砂の流出を防ぐ水源涵養ですとか、あとゼロカーボンを目指した二酸化炭素の森林吸収の視点、あと林産物供給などの視点、こういった森林の持つ多面的機能の発揮を目指して、計画的な伐採、その後の植栽、保育等の整備を行いながら森林の健全育成を図ってきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から集落振興費の中の集落飲雑用水施設整備事業についてお尋ねします。

私の前の一般質問の中で、各朝日町を含めた水道組合の事業につきまして質問したことがあります。今回この事業費の中身が、説明にも書いてあるとおり、各組合の中から上がってきた予算についてのどういうふうな形で使われたかという詳細ではありますが、さきになりました各水道組合の水道施設の、または飲料水関係の何か話の進展があったのかどうかをちょっと含めて事業についてお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 岡田地域生活課長。

○地域生活課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

この事業につきましては、各地区の水道施設につきまして、事前に修繕要望などの意見を伺った上で、修繕箇所について市が8割を補助している状況です。中身につきましては、今年につきましては3組合に対して8割の補助をしているという内容になっております。

昨年、一般質問のほうで質問いただきました内容につきましては、年1回の意見交換会の中で、各組合の中から意見を伺う中で修繕を進めてきている状況です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで、この話とはちょっと別になりますが、豪雨災害の場合の例えば施設の修理、修繕ということについては、また別途会計という形で考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 池田地域生活課副長。

○地域生活課副長（池田 大君） お答えいたします。

災害時の応急、復旧につきましては、ライフラインの確保の観点から、状況に応じまして、その費用の全額を予備費または補正予算で対応しております。

今回の大雨のときには、3地区で取水口の土砂の詰まりやふとんかごの破損など発生しまして、生活用水に支障を来すおそれがありますので、予備費を活用しまして早急に応急の対応したほか、補正予算で原形の復旧の経費を計上し対応しているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで毎年、年に1回組合の方たちと意見交換会という形で話は伺ってい

ます。それで例年11月、12月にされていると思うんですが、今後の展開としては、前にも質問したとおり、水道組合の意見を重々聞いた上で今後どうしていくのかと。生活用水でありますので、非常にライフラインというところでは非常に重要な問題だと思っております。前にもお話ししましたが、やはり行政側がきっちり中に入って、住民の意見を聞いて、今後どうしていくのかということも、先行き、すぐあれしれこれしれということではなく、あくまでも住民の立場になった中で、5年後10年後どうしていくんだということも踏まえて、毎年意見交換会を重要なものと考えていただいて対応していただきたいと思っております。これについてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 岡田課長。

○地域生活課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

委員今おっしゃったように、毎年意見交換会を行う中で利用者の方々の意見を聞いて、より水道施設を長く維持させるためにも修繕を行いながら、長期間維持できるようなど考えてやってきました。以前は、この修繕というのは特に予算持っていなかったんですが、意見交換会を行う中で、より長く維持させるということを目的にやっております。

今後につきましては、各施設の利用者の方々、高齢化も進んだりだとか、人数も少なくなっているという中では、今後の維持体制についてはよく考えていかなきゃならないなどは思っているんですけれども、今後も利用者の方々の意見をきちんと聞きながら、よりよい水道施設の運営といたしますか、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 最後をお願いですけれども、非常に高齢化という話が出てきました。各組合で維持それから管理していく上で、非常に皆さん高齢化されていて、それもなかなかままならないという状況が見受けられます。この辺も十分お考えいただいて、今後の対応にぜひ重きを置いてお考えいただきたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 第7款商工費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 令和3年度決算に引き続きまして、商工費、観光費、観光イベント推進事業にて補助していますスノーモビルランドイン士別についてお聞きいたします。

冬の体験型観光として取り組まれてきているスノーモビルランドですが、市内はもちろん、市外から訪れ楽しまれている方の話も聞いております。

まずは、過去3年間の利用者数と収支についてお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 成田商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） 石川委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度までの過去3年間における利用者数と収支についてでございます。

まず、利用者数につきましては、令和2年度が1,018人、3年度が1,089人、4年度が1,117

人となっております。

次に、収支についてですが、収入につきましては、回数券や現金売上げ、広告収入などを含め、令和2年度が57万円、3年度が64万円、4年度が77万4,000円となっております。支出につきましては、燃料費や修繕費、保険料などを含め、令和2年度が222万円、3年度が217万円、4年度が214万8,000円となり、これに市からの事業費に対する補助金を加え、収支の均衡が図られているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 前回の決算審査時に御提案させていただきました、利用された方の意見を聞きフィードバックいただき、さらなるサービスの改善や向上を目指す取組はどうかという提案をさせていただきましたが、4年度ではこちらのような状況になりましたでしょうか。お聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 成田係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） お答えいたします。

令和4年度につきましては、利用者の状況を把握するために、紙媒体、それからグーグルフォームでの利用者アンケートを実施してきたところでございます。アンケートにつきましては、年齢や住まいの地域、利用してみたいの意見などの内容となっております。このアンケートの取組については、利用者の声を確認できる貴重な取組と考えていることから、今後も継続して行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） ちなみになんですが、こちらのアンケートの内容など評価、お客様からの評価などはいかがでしたでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 成田係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） お答えいたします。

回答のまず件数なんですけれども、紙媒体で32件、グーグルフォームで7件、合計39件のアンケート回答件数となっております。

主な中身につきましては、コースを増やしてほしい、それから、アクティビティーを増やしてほしい、それから、コースを分かりやすくしてほしいなどの回答がございました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 利用されたお客様からの意見ということで、非常に貴重な意見で、実際にこういったことをしていただきたいというお声だったと思いますが、この中でもすぐに改善できる部分ですとか、増やせる、例えばアクティビティーですとか様々なことあると思いますが、ぜひこういったところにも力を入れていただければと思います。

その次にですが、フィードバックを受けまして、今後どのようなサービス、PRなどの取組を行うか、お考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 坂本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（坂本英樹君） お答えいたします。

今年度のPRにつきましては、これまでも取組を進めてきました市のホームページ、フェイスブック、広報紙、観光雑誌などの活用を予定しております。それ以外にも道の駅へのポスター掲示も行ってまいりたいと考えているところです。

また、昨年度の結果から、家族連れですとか、小・中学生の利用が多かったこともありまして、市内の保育園ですとか小・中学校へのポスターも掲示してまいりたいと考えているところです。

先ほどアンケートの利用者の声もありました。今年度もアンケートを実施しまして、利用者のニーズに沿ったサービス提供を進めていきたいと考えておりますし、今後予定しています実行委員会の中でもしっかりと皆さんと議論を重ねながらニーズに沿った対応を取っていききたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） ぜひニーズに沿ったPRですとか、サービスの展開をしていただければと思います。ぜひこの土別のファンづくりを続けていくためにも、そして市内への経済効果を高めていくためにも、広告宣伝対策、またさらにはサービスの向上、内容の充実をますます図っていただければと願うところでございます。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 続きまして、商工費、商工振興費、地域循環型住宅リフォーム推進事業についてお聞きいたします。

まずは、当事業の概要をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 木村商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（木村哲晃君） お答えいたします。

当事業は、市民が市内事業者によるリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を助成し、併せて地域ポイントを交付することで、居住環境の向上と市内経済の活性化を図ることを目的としております。

助成につきましては、リフォーム工事の費用が50万円以上の場合に、省エネ、ゼロカーボン対策や中古住宅のリフォーム、また移住者によるリフォームなど、内容に応じて定額の助成金と地域ポイントを交付する内容となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） では次に、実績と成果についてもお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 木村副長。

○商工労働観光課副長（木村哲晃君） お答えいたします。

令和4年度の実績につきましては、補助件数の合計が104件、補助金の交付額合計が1,210万円、地域ポイントの交付額合計が303万円となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 決算には直接関係はありませんが、令和4年度の事業実績等を踏まえて5年度に新たに実施した取組や今後の取組について何かありましたらお考えをお聞かせください。併せて、令和5年度の予算審査にて質問させていただきました住宅リフォーム推進事業の周知の方法ですとか利用促進のための事業者一覧について、こういったところの状況はいかがでしょうか。お聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 坂本課長。

○商工労働観光課長（坂本英樹君） お答えいたします。

市では令和4年度から地域経済循環分析を実施しております。現在、分析業務の2年目として地域循環型住宅リフォームの促進事業に関する経済波及効果などの詳細の分析を進めている状況であります。

この分析は令和6年度の新たな新築助成制度の構築に向けた分析の一つでありますし、併せて地域経済の好循環を目指す市民検討会議や建設協会などとの意見交換を実施する中で、疲弊する市内経済の活性化につなげていきたいと考えているところです。

次に、リフォーム事業者の周知や紹介について、現時点での市のホームページなどでの情報発信は行っていません。また、情報発信を行っている事業者も少ない状況であります。仮に市で紹介する場合、どのようなリフォーム工事が可能なのか、各事業所に個別調査が必要になってきよいかと思っています。また、リフォームを行う事業者の営業形態が様々な状況がございまして、市で一部の事業者のみを紹介することは営利に関わることから、公平性の観点からすると難しいと考えているところです。

このようなことから、基本的な情報発信については事業者自らでホームページの活用ですとか新聞広告などで宣伝PRしていただくことが望ましいということで、今、市のホームページでの紹介等は行っていかないということで判断はしています。

ただし、しかしながら、リフォームなど建設分野に関して特に専門性が高い状況もありまして、市民のほうからもどこに依頼していいのかという相談もあります。また、移住された方などへの情報提供も踏まえて、可能な範囲で情報を発していくことを検討してまいりたいということで今考えているところです。

具体的には、リフォーム助成の事業を請け負っていただいた事業者の意向、また同意の確認の上となりますけれども、簡易的な実績一覧を作成しまして、できる範囲でそのような情報を発信して利用者の方々に周知していくような体制を取っていききたいと考えています。

今後もリフォーム助成事業が広く活用されますよう、関係機関にも協力をお願いしながら、利用しやすい助成制度としていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 今回の令和4年度の事業実績を踏まえて、6年度に新築助成などを考えられているところを確認させていただいたのと、そして情報発信といいますか、こういったところが事業者があるのかというところの情報の整理という部分で言えば、公平性が必要だということ御確認いたしました。その上で、ぜひ市民の方、もちろんこれから市民になる方に向けて、この制度を使って、移住もそうですけれども、定住されている方の生活環境の改善に寄与できるような事業としていただければと願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 土木費のうち、公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金について質問します。

下水道事業については、さきの第3回定例会において、来年の4月から水道事業と同じく企業会計に移行するということが決定しております。先ほど水道事業の補助金についてもお伺いしておりますが、企業会計となれば、やはり独立採算制が原則だよということできくと、やはりこれも一般会計からの繰出、補助金の額がどういう考えでされるかというのが、これ以降のいわゆる使用料、料金の部分、市民の負担の部分が大きく関わってくるのではないかなという思いがありまして、移行前の4年度の決算から現状の繰出金についてお伺いをしたいということでございます。

もう一つは、本来でいけば下水道事業、この公共下水道と朝日の下水道が今質問します土木費からの繰出金ですけれども、もう一つは農業集落排水や個別排水処理については農業費からの繰り出しとはなっておりますけれども、今日は土木費のほうで質問したいと思います。

まず、4年度の繰出金、決算額、数字をお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 榎木副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） 公共下水道事業への繰り出しの内訳の内容ですので、上下水道局のほうから御説明させていただきます。

令和4年度の公共下水道事業繰出金は、予算額3億7,936万円で、決算額3億7,802万5,000円、不用額が133万5,000円となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 大きな額がということで繰出金になってございますけれども、冒頭申し上げたとおり、来年度から上下水道事業同様の地方公営企業化、法適化に伴いまして、この一般

会計からの今言っていたいただいている額ですけれども、現行の繰り出し基準についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 小松財政課財政係主査。

○財政課財政係主査（小松大悟君） お答えいたします。

現在、市と下水道事業におきまして繰り出し金に関わる協定は締結していませんが、総務省が示す繰り出し基準を基本としながら、収支均衡を図るため、収支不足分を基準外として繰り出ししている状況にあります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 現在も特別会計ですので、そういった基準協定ではなくて、法の下に基づいた繰り出し金、収支均衡ということは要は赤字にはしないよということが現行の繰り出しの考え方だと理解をいたしました。

そこで、さきの水道事業補助金同様、こちら6月、これは法適化後の基準ということで、補助金、現行は下水道事業繰り出し金でありますけれども、考え方が示されてございます。8月に議会のほうで総務産業常任委員会の所管事務調査をした際に、その6年度、来年度からの公共下水道事業の収支計画も併せてお示しをされています。

これは来年度の部分になりますけれども、現行の見直しの内容と、これによつての令和4年度比、5年度でも結構ですけれども、繰り出し金、補助金になると思いますが、この見込額をお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（喜多武彦君） 土田局長。

○上下水道局長（土田 実君） お答えいたします。

総務産業常任委員会で説明させていただいた内容から、変わった点はないところであります。繰り出し金の内容については、基準内と称しております総務省通知、地方公営企業繰り出し金についての基準に基づく繰り出し、そして基準外繰り出しといたしまして、資本費平準化債の元金償還金、そして使用料単価による影響により基準内の繰り出しとならない分流式下水道に要する経費の算出額、そして特定環境保全下水道、農業集落排水事業、個別排水処理事業の収支不足分を項目としております。

見込額については、令和6年度の見込みとしまして、2つの特別会計のくくりでお話させていただきますが、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業との見込額としまして3億7,000万円、そして農業集落排水事業と個別排水処理事業で1億5,000万円、合わせて5億3,000万円となり、4年度決算と同等程度の見込みと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 額については4年度決算時点と同程度ということで、まずは同様の補助金というのが予定されているということで確認をさせていただきました。

そこで、この下水道につきましては、水道とは違いまして、使用したいいわゆる生活排水、各家庭からの生活排水のみならず、雨水の処理機能も有してございます。そのことから、当然ながら下水道料金の考え方の中に、下水道事業の経費の中には、家庭用の生活排水の処理のみならず、この雨水の処理経費というのも経費としてはかかっているということで、これを各家庭、市民の方の御負担をとということはないと思いますので、この雨水の処理に係る経費をどう考えるんだというのが大事だと思います。

一方、先ほど質問した水道の補助金の関係でいけば、完全使用する料を皆さん使用者でということですが、この部分、現行の雨水処理経費をどのように考えて繰出金の中で措置をされているのか、また、今後どうしていくのか。この雨水の部分についての考え方をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 小松主査。

○財政課財政係主査（小松大悟君） お答えいたします。

下水道事業については、雨水公費・汚水私費という経費負担の原則がありまして、この雨水処理費については、総務省通知にも繰り出し基準と明記されておりますので、今後についても引き続き一般会計で負担するものとなります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それで、先ほど資料を提出いただいている部分、決算資料などの繰り出しの関係でいくと、現行も雨水に係る経費ということで、それぞれ金額が記載がございまして、先ほど御紹介しました総務産業常任委員会においても、この先のということで雨水分が書いてあるんですが、令和4年度決算でいきますと、雨水分がトータルで約2億円ぐらいが雨水分として公共下水道のほうに繰り出しで入っているところでございます。

5年度、今年度も予算上が1億9,700万円分、約2億円がなっているんですけども、今後の令和6年度以降の雨水の部分の、今答弁では雨水公費ということなんで、繰り出し基準で持つということであれば同額かなと思うんですけども、実は現在示されている収支計画を見ますと、雨水分は約1億5,000万円だよということが数字として出ている、まだ見込みである部分ですけども、これは逆に雨水経費はこの地域でいけば、当然雨の降る量は毎年変わらないということであれば、経費的には毎年変わらないのではないかなと思うんですけども、これが2億円、1億5,000万円と、こう変わる理由、どういった理由なんでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 樫木副長。

○上下水道局副長（樫木孝士君） お答えします。

令和6年度から公営企業法の適用になりますと、繰出金の資本費に対する考えが変わりまして、資本費に対する雨水処理費の算定の基となる数字が、今まで元金償還金だったものが減価償却費を算定の基礎とすることになります。

このことによりまして、資本費平準化債の元金償還金の部分が雨水処理費に含まれないような計算になってしまうため、令和6年度は雨水負担金が減少することになります。ただし、先ほど局長のほうからも説明があったとおり、資本費平準化債の元金償還金分は基準外の繰入れとして取り扱うため、下水道事業全体としては減収になるものではないと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、考え方を示していただきまして、そうかなと受け止めたいところではありますが、これは結果的には、先ほどの水道事業の補助金のときにも聞いているところの関連もあるんですが、水道事業でいけば、いわゆるその繰り出し基準を見直しますと言っている、結局はどこを見直すかといったら旧簡易水道の統合分のいわゆる収支赤字の部分を基準として見込んでいきますよということで、本体の部分についての、いわゆる収益的収支、赤字に対する補填という考えは出てこないんです。

今回、今お聞きをしています下水道も、同じように企業会計移行した際に、繰り出し基準の中には見えるものもありますよと言っているんですが、結果的には朝日の公共下水道分と農業集落分と個別排水、もともと収支が赤字になるものの費用については赤字分は見ますよと。だけれども本体については、いわゆる収益的事業に対する考え方というのはなくて、結局雨水の負担をと。一方で、その考えも、結果的には別で見られるものがあつたらそちらに移行して、雨水負担分で今年まで2億円見ているものが、来年度以降1億5,000万円ですということで、構造上その水道事業や公共下水道事業のほうに、いわゆる収益的な部分のいわゆる余力をつくらせないような体質、構造になっているのではないのかなと思ひまして、ぜひ基準の中で、今後の部分、とりわけ下水道は、雨水の処理はこれは降ってくるものですから、そういう変動性ではなくて、もうこれぐらいかかるんだというのであれば、別基準で固定とか、それで結果収益が経費の頑張りによって下がるのであれば、そこでちゃんと資本がたまっていくような仕組みも必要なのではないかなと思うんですけれども、この雨水の変動、少しぱっと聞くと、今年2億円見ているものが来年から2億円見ませんと言われると、雨は同じように降りますよねと思うんですけれども、この辺の部分もう一度ちょっと考え方をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 土田局長。

○上下水道局長（土田 実君） お答えいたします。

雨水に関わることの御質問であります。現状、さきに述べたとおり、今、現行で法適化前の繰入れの総額としては変わらない状況でもありますし、考えについても変わっていないところではあります。

というのは、どうしても企業会計に移行することで、その会計の仕組みの上で減価償却の基準をしていかなければならないという部分から漏れる資本費平準化債の部分について、やはり財政部局もその点については繰り出しが必要という御判断で、基準外として設けてさせていただ

く協議が進んだところであります。

それで、今後の雨量の部分の変動の御質問についてであります。繰り出しの部分については、基本1年間の実績、下水処理場に入ってくる水に対して、既存水道で使用した水量は汚水として試算をして、その差の部分については繰り出しをしていただくという、大まかに言いますとそういう仕組みになっておりまして、なので毎年毎年、雨水の部分についてはその実績の部分に対して、年々、雨の量も異なりますので、その部分を繰り出しをしていただくような仕組みを取っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） あくまでも来年度以降の繰り出しの話なので、あまり深くはあれなんですけれども、今言われている部分でいくと、雨の降った量でこの繰り出し補助金が変わるんだとなると、これは一方でいけば下水道の事業としては成り立たないわけですよと思うんですけれども、私は経営側に入っておりませんけれども、しっかりと地域として合意の上で、この本市における下水道施設に雨水が影響している量をしっかりと公費で見ます、その額は、現時点の雨量でいけばこれぐらいです、それは経費としてしっかりと毎年入れますよと最初から約束しておくべき。それ以降、変動があるとすれば、予想以上に雨が多くなってとか、下水道施設に影響があったときに、当然それを利用者ではない部分ですので、そういった部分でしっかりとその考え方、整理する必要があるのではないかと思いますけれども、ちょっと今日、この決算のあれなので、今後の来年度に向けた話なので、今検討されているということもありますので、答弁は結構です。私の思いだけ伝えさせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 第9款消防費については通告がありませんでした。

第10款教育費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。湊 祐介委員。

○委員（湊 祐介君） 私のほうからは、保健体育費、スポーツイベント開催事業費についてお聞きしていきます。

まず初めに、令和4年度のスポーツイベント開催事業費、成果報告書93ページについてお聞きいたします。

それぞれの実行委員会が実施するイベントの補助だと思っておりますが、経費の内訳として、観客や一般関係者を誘客するような経費の計上はされているのか、教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 上川合宿の里・スポーツ推進課副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） お答えいたします。

スポーツイベント開催事業につきましては、各主催団体への補助金として交付しておりますので、主催団体における事業経費のうち、誘客に関する内容についてになります。

令和4年度のイベントといたしましては、ホクレン・ディスタンスチャレンジ大会について

は、来場された観客を対象に特産品などが当たる抽せん会を開催しております。また、より競技の臨場感を味わってもらうということで、インフィールドの観戦を行ったところでございます。

ハーフマラソン大会につきましては、参加者や観戦者の増加を目指しまして、アンバサダーやゲストランナー、ファンランゲストを起用したところでございます。

それらの告知につきましては、チラシ、ポスターの作成、また新聞広告やSNSを活用したPR活動を実施してきたところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 確認させていただきましてありがとうございます。

次に、令和5年度の取組実績について、それぞれ8イベント開催されていますが、いかがだったでしょうか。お願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 上川副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） お答えいたします。

令和5年度の誘客の取組実績につきましては、まず、ホクレン・ディスタンスチャレンジについては、令和4年度同様に、特産品などが当たる抽せん会、あとインフィールド観戦を実施しております。

また、ハーフマラソン大会につきましては、アンバサダー、ゲストランナー、ファンランゲストの起用と参加者や観戦者などを対象とする食イベントとしまして、サフォークフェスティバルを会場に隣接したところで、会場で連携をした開催を実施したところでございます。

また、サマージャンプ大会につきましては、参加者や観戦者を対象とする無料のかき氷の提供やキッチンカーによる食のイベントを連携しながら開催したところです。

また、インターハイウエイトリフティング競技については、翔雲高校生によるおもてなしブースの設置などを行い、それらの告知につきましては、チラシ、ポスターの設置、新聞広告、SNSを活用したPRと、特に本年度につきましては、夏の4大大会と題したPR活動を展開してきたところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 最後になりますが、今までも誘客を考えられたイベント開催をされているとは思いますが、さらに今ある施設や自然を活用した新たな誘客を重視したスポーツイベントの開催に対する考え方も検討できないかと考えておりますが、本市のお考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

既存の施設でありますとか、ありのままの自然を活用することにつきましては、スポーツイ

ベントのみならず重要なことと考えております。

市民はもとより、市外からの誘客を重視した新たなスポーツイベントの開催についてであります。その新たなイベントを実施する、または実施を予定している各実行委員会などとも協議し、その中で開催に向けた側面支援についてしっかりと検討していきたいと考えております。

また、本市においては、今年度から実施をしております土別スポーツウィークなどとも連携をしたイベントの開催についても、実施を予定している団体とも協議をしながら行っていければと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、本市の文化・スポーツ大会等参加奨励費交付制度の内容について伺います。

令和4年度の実績と併せて、交付対象となる要件、逆に対象とならない大会等についての考え方を最初に伺います。

○委員長（喜多武彦君） 上川副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） まず、令和4年度の実績につきましては、11の全国大会に参加する35名に対しまして1人1万5,000円を交付しました。合計で52万5,000円の奨励金として交付しているところです。その内訳といたしましては、小学生16名、中学生12名、高校生7名となっております。

次に、交付対象者につきましては、市内の小学校、中学校、高等学校に在学する者、市に住所を有する社会人となっております。これら交付対象者が対象となる大会につきましては、まず国際大会、国民体育大会、高校生以下につきましては、国際大会と国民大会に加えまして、国や日本スポーツ協会、各競技団体などが主催する全国規模の大会、出場に当たっては各都道府県の予選会を経て選抜され、または明確な基準などにより推薦された選手もしくは団体となっております。

対象とならない大会につきましては、一般につきましては、国民体育大会以外の全国大会が対象外となっております。高校生以下につきましては、東日本大会などの全国規模ではないブロック大会、予選会を経ない大会、あと明確な選考基準がない推薦による参加が対象外となっております。このほか、中学生におきましては、中学校体育連盟、中学校文化連盟が主催する大会は土別市中学校生徒対外行事参加奨励費の制度があるため対象外となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 要件となる大会についてなんですけれども、全国規模の大会で各都道府県において予選会等を経て選抜され云々とあります。そして逆に対象とならない内容としては、1つとしては各都道府県予選または選考等を経ないで出場が認められる大会、それから、全国規模ではない大会、それから、国民体育大会以外の社会人を対象とした全国大会となっております。

す。いわゆるこれを自分なりに読み込むと、結果的に国体以外は社会人は対象にならないという内容になっているのですけれども、これは正しいでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 上川副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） 社会人につきましては、国際大会と国民大会のみ対象となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 対象となる大会に、3番目に先ほど言った団体が主催する全国規模の大会となっている、これは解釈としては国民体育大会とは読み取れない。これは整合性がないのではないかなど不思議に感じるんですけれども、この点どうですか。

○委員長（喜多武彦君） 上川副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） お答えいたします。

奨励の要綱につきましては3つございまして、今言われるところにつきましては、国、地方公共団体、日本スポーツ協会及びこれらに準ずる団体が主催する全国大会ということで記載が要綱上あります。ただ、この要綱の最後のところに、高校生以下を対象とするものに限るということで記載がしてありますので、よって一般の社会人の方につきましては世界大会と国民大会のみが対象となります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 個人、団体含めて各種大会に社会人、市民です。どの程度出場しているのか承知していませんけれども、全国大会に出場するということは、そのチームなり個人、団体や個人だけではなくて、いわゆる本市の名前を全国に知ってもらおうというのも一つあるんだと思います。それから、もう一つ、社会人がスポーツに参加をするということは、本市のスポーツ振興に大きく寄与することになると思います。

そしてもう一つ、本市は健康・スポーツ都市宣言を行っています。これを広く奨励するためにも、この要綱ではどうなんでしょうか。実は今回質問に挙げたのは、野球チームが全国大会出場するときに、教育委員会に実は全国大会に、名前は控えますけれども、社会人の野球チーム、全国大会にみんなで行って頑張りたいんで、奨励事業があると聞いたんでよろしくお願いますということで教育委員会に伺った結果、この要綱を、言葉は悪いですけれども、盾に取ってお断りしたと。これはどうなんでしょうか。前後のスポーツ振興という意味ではこの要綱ではどうなんでしょうか。いいのかどうか、いいと思っているならいいと思っていると答えてください。検討しなければならないというのであれば検討したいと答えてください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（徳竹貴之君） お答えいたします。

文化・スポーツ大会等参加奨励要綱につきましては、令和2年4月の段階で改定をしてきて

おります。このときに、これまでの条件から、先ほど申し上げております全国規模の大会の中でオープンなど予選会を経ない全国大会ですとか、例えば東日本の地域を限定するような形の全国大会等々については交付の対象大会から見直しを行ってきているところではありますが、併せてそのときに一般につきましては、お話しさせていただいているとおり、国民体育大会以外については対象から外すという形で進めてまいりました。

委員お話のとおり、健康都市宣言等々もあり、市民のスポーツの意欲を高め生涯にわたるスポーツ活動の推進を行ってきているところからいけば、一般についても高校生以下と同様な形で国民体育大会以外でも、その地域限定ですとかオープン大会ですとか、予選会を経ないでの参加という形ではなく、冒頭におっしゃられたとおり、各それぞれの予選を勝ち抜いて代表として参加をするという全国大会については、いろいろな基準を改めてうちのほうで検討していきながら、今後、対象大会について協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 見直しをしながら検討したいということなんですけれども、これは大事なことは、該当者が今年も全国大会に行かれたと思っています。そういうふうに聞いています。これはスピード感という言葉がありますけれども、そういう事例があるのであれば、市民のスポーツ振興等々を考えて、その時点で、今日の予算決算常任委員会で各委員から指摘される前に、教育委員会として、これはぜひスポーツ振興につながるんで要綱を見直したという姿勢でもよかったのではないかと思います。この点どうなんでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

先ほどお話をさせていただきました令和2年4月の改定というところで行きますと、少し前の人数からいきますと、平成29年が47名の対象者、30年が84名の対象者、31年、令和元年ですけれども107名、124万円というところの対象者というところもあって、そのときに、今、いろいろオープンの大会、地域を限定したような大会というところの規定がない中で、改めて一定の基準を明確化しようというところで対象を現状の規定に絞らせていただきました。

確かにおっしゃられるとおり、予選を勝ち抜いて全国大会に出る、そういった奨励費があるよということで来ていただいた窓口に来られた方に対して、うちの規定はこういう形なんで該当にならないですという捉えられ方としては、そういう形で捉えられたとするならば、窓口対応としてはしっかりと考えていかなければいけないと思いますが、現行、今この規定でなっている中でいけば、なかなかそのような事例が発生した段階で随時見直して、その人たち、今年度の対応できるかどうかというのはなかなか難しいところもあるとは思いますが、言われているスピード感というところであれば、早急に検討に入り、次年度の予算要求に向けてしっかりと協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 繰り返しになりますけれども、この対象とならない大会として先ほど言ったように、都道府県の予選または選考等を経ないで出場すると、こんな全国大会ないですよ、現実に。勝手に、私は全国大会に行きますということにはならないんで、それなりの予選、あるいは選考の結果、全国大会に行くということなんです。だから、この対象とならない項目のこの書きぶりもちょっと不思議な書きぶりだと思います。

それから、2つ目に全国規模でない大会。これは全国大会と言わないですよ、全国規模でないんだから。これもあって、3番目に国民体育大会以外の社会人を対象とした全国大会、これは該当になりませんということですから、この要綱によれば、この3番だけあれば、全部あるんですけども、これをずっと読み込むと、どうもつじつま合わないんです。この辺ちょっと教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

スポーツ大会等参加奨励要綱の第2項、（1）から（3）までございますが、1番、2番については複数の国または地域の代表が参加する国際大会、（1）については国際大会のことであります。2番目に国民体育大会のことを記載しております。（3）については、国、地方公共団体、日本スポーツ協会及びこれに準ずる団体が主催する全国規模の大会で、各都道府県において予選会を経て選抜され、または厳正かつ明確な基準によりということがありますが、（3）については、高校生以下に限る要綱でありますと記載をしております。なので、一般については、（1）、（2）ということで、国際規模の大会及び国内であれば国民体育大会のみという形で記載をしているものというところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そういう質問ではなかったのです。対象とならない要件についてお聞きしました。（1）と（2）、都道府県の予選または選考を経ないで出る大会、あるいは全国規模でない大会、それから国民体育大会以外の社会人を対象とした全国大会。これは国体以外は社会人は対象にならないと言います。元へ戻りますけれども、対象者、士別市内在住の小学生、中学生、市内高校に在学の高校生と1つあります。2つ目に、士別市に住所を有する社会人とあります。これが対象になりますよと。しかし、その要綱の中身を見ていくと、社会人は対象にならないと、国体以外は。そんなハードルを高くして、市民スポーツ振興につながるかどうか、ちょっと疑問なんです。先ほど検討すると言っていましたけれども、問題は、直近で該当するんだと思い込んだ市民がいたということです。この点について見解をもう一回伺います。

○委員長（喜多武彦君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） お答えします。

ただいま対象とならない大会についてということで、市民に対してハードルが高くないかと

いった御質問だと思っております。

ここ数年においては、コロナ禍の中で様々な全国大会も含めて道内の大会、様々な大会が縮小傾向、また形を変えてという開催という形になっておりました。それ以前においては、この制度もまた以前の前の制度ということもあり、多くの市民の方々がこの制度の対象になったとあったところであります。

実際に先ほど大西委員のほうからありました、そんな要綱のない大会ですとか、全国の規模がない大会、予選のない大会が、そんなのではないかというお話もありましたが、実際に今までの過去の要綱を読み解いていくと、そういった大会はあったのは事実であります。そういった大会がどのような形で子供たち、また一般の市民たちを含めた対象になるかというところを令和2年のところに検討して今出てきたという形になります。

今回コロナが明け、またこのコロナ禍の中で在り方、大会の形、様々な形が変わってきているといった部分もありますので、先ほど徳竹課長の言ったとおり、その大会の形を見ながら、再度早急にスピード感を持って検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 全く納得できません。これは何というんですか。これは国民体育大会に限って、社会人の場合ですよ。これ以外は該当にしませんという要綱ですから、これはないに等しいですよ。国体ってなかなかそんなに、市民が愛好会等々で、市民がスポーツを勤しんで全国大会まで行くというのは、国体というのはハードル高いですよ。この要綱を読み解くと、一般の市民がこの奨励金に該当するというのは皆無ですよ、ほとんどないと思います。

これは財政事情もあるんだと思いますけれども、これは4年度決算ですからあまり触れたくないですけども、要綱改正を早急にしてでも、その該当する、もし団体・チームがあれば対象にすべきじゃないですか。この点どうですか。

○委員長（喜多武彦君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） お答えします。

ただいま委員からのお話であります。先ほど申し上げましたとおり、今、今年度該当する大会についても対象とすべきではないかというお話でございましたが、今年度については、この要綱という形を進めていながら、早急に見直しをかけて、次年度に向けた形づくりをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 見直しはしてくれという要請ですから、前向きに考えてくれるということですから、これは理解しました。

例えば、幅広く市民も対象になる要綱ができたとして、直近、令和5年度も出た、その整合性というか、公平性はどうなるんですか。言われたから直した、ところが5年度についても全

国大会に行ったと、これは該当になりませんと、今の要綱であくまでも言うのであれば。これは緩和措置というのは必要ではないでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの恐らく繰り返しになるろうかと思いますが、今年の対象になる団体、個人も含めた緩和措置といったお話であります。今年度については、まずはこの要綱に沿ったような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これは分かりましたということにならないんですよ。これは直接その該当のある方、何人かからお話があって、随分このことで私もひもといて説明しました。これを説明すればするほど、これは変だなと、この要綱ちょっとつじつま合わないな、整合性保てないな、これでは納得しないのは当然だなという気になりました。だから、これでは先ほど言ったように、しっかり市民のためにならない制度だと、もし検討した結果出るのであれば、スピード感を持ってということを行いましたけれども、そうであれば、緩和措置を早急にするぐらいの気持ちがあつていいのではないですか。この点どうですか。これはずっとやっても同じですよ。

○委員長（喜多武彦君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） これは今、スポーツ、教育委員会管轄の御質問でございますが、今の質問の趣旨からしますと、ほかの条例、規則等にも関わるとしますので私のほうから答弁させていただきます。

まず、大西委員から御提言のありました要件の緩和について、これは先ほど職員のほうからお話ししたとおり、当時は国民体育大会、これはもう看板のイベントであったということですが、現状においては各種連盟あるいは協会、そういったところが主催するスポーツ大会もあろうかと思っております。また、先ほど予選のない全国大会は存在ないというお話もありましたが、これは実は小規模の協会とか連盟の場合、全国規模の参加者が少ない場合、一発で全国大会という例もあるので、これもちょっとやはり考えなければいけないケースかとは思っています。その点につきましては、今後、早急に要件の緩和について検討を進めたいと思っております。

ただ、今お話のあった、例えば今年度全国大会に行かれた方についての考え方については、これはあくまでも行政というのは条例、規則に基づいて執行しますので、例えば4年度どうなんだ、3年度はどうなるんだということになりますので、やはりそれは公平性の観点からもちょうと難しいと思っておりますし、今後そういったことにならないように、まずは6年度予算執行に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これをずっとやっても1日かかっちゃいますから。分かりました。今、市長のおっしゃることは分かりましたので、次年度以降の話なんですけれども、これから検討されるということなんで、これは慎重に、もう少し緩和をして、多くの市民が該当になるように。そして多ければ回数制限をしてもいいじゃないですか、同一大会1回限りとか2回限りとか、いろんな方法あるんだと思います。全くゼロ回答ではちょっと市民として納得しないというのは当たり前なんで、市長が今おっしゃったんで、市長がしっかり指示をしていただいて、そういう方向でやってもらうということで、気持ち的には完全に納得していませんけれども、時間に限りありますから、そういうことで前提として、この質問を終わらせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 第11款公債費から第13款予備費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、令和4年度国民健康保険事業特別会計から令和4年度農業集落排水事業特別会計までの各特別会計については通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、令和4年度水道事業会計及び令和4年度病院事業会計については通告がありませんでした。

まだ質疑が続いておりますが、ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時30分再開）

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

財政健全化実行計画の検証について、質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 款別審査が原則の決算審査ではございますけれども、令和3年度から市が実施をしています財政健全化実行計画、この検証ということで、昨年も決算審査で、特別にということだと思っておりますが、委員会の御配慮いただきまして質問させていただきたいと思っております。

令和4年度の決算でございます。財政健全化実行計画、3年度からでございますと、計画2年目となっております。単年度収支、財政指標目標、それぞれ計画の中で見込みや目標を立てていらっしゃると思いますので、決算資料のほうにも資料としては提出いただいているところではありますが、まずはその計画2年目、4年度の単年度収支、財政指標目標の結果をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 小松財政課財政係主査。

○財政課財政係主査（小松大悟君） お答えいたします。

令和4年度の決算額についてですが、歳入総額177億8,416万4,000円に対して、歳出総額173億5,301万2,000円で、収支差引き4億3,115万2,000円となり、5年度に繰り越すべき財源557

万1,000円を差し引いた単年度の収支として、4億2,558万1,000円の黒字決算となったところ
です。

次に、財政指標の目標値についてです。初めに経常収支比率についてですが、目標値95.9%
に対して実績値96.8%。実質公債費比率については、目標値14.9%に対して実績値14.7%。最
後に、将来負担比率については、目標値145.2%に対して実績値102.9%となったところ
です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） この計画が令和3年度から7年度までの、いわゆる極めて本市の財政状況
は厳しいよという背景の中で作成をされてきた計画であります。今、財政指標目標に対する実
績値についてもお知らせいただいたんですが、これは総括的に、この計画の進捗というものを
どのように市としては判断されているのかということ、指標の部分の関連のコメントがあれば
お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

この目標に対する進捗の状況というお尋ねでございますけれども、計画策定当初の危機的な
状況からしますと、収支不足も発生しておりませんし、財調も一定程度積み上がっております。
各指標についても改善の傾向にあるということで、一定程度好転しているとは言える
かと思えますけれども、この指標について言いますと、類似団体と比較しますと、まだ極めて
高い数字ということになっておりますし、道内の自治体の中でも、これは最下位に近い数字と
いうことになっておりまして、いまだ持続可能な財政状況が構築できているかという、そこ
までには至らないのかなと感じているところです。

目標の財調の関連でいけば一定程度見通しはついてきたかなと思えますけれども、まだ引き
続き、こういった指標の改善も含めて、残りの2年間、しっかり改善の意識を持って取組を進
めて、財政健全化の道筋をしっかり示していけるようにしたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） なかなか数字だけではどのように受け止めたらいいかということ、今そ
れについてのコメントをいただいております。財政健全化実行計画の期間中の来年度、再来年
度の7年まで引き続きしっかりやっていくんだということだと思えます。

それで、少し中身のほうに入っていきたいんですけども、コロナの影響などもあって計画
策定時、令和2年度に想定をした財政状況が大きく変わっています。事実、今触れているとお
り、令和2年、3年、そして決算の審査をしています4年度と3年連続の黒字となっています。

またその結果、財政調整基金、計画策定時の見通しにおいては、何も策を講じなければ令和
4年度には財調基金が枯渇するという見通しを立てた上での計画策定でありますけれども、そ
こも大幅に積み増されたという状況です。

ただ一方では、燃油高を皮切りに円安の進行など物価高、厳しい環境に置かれた生活者や中小事業者の支援なども必要だと、緊急的な経済対策が必要だということで、昨年10月には、この財政健全化実行計画で掲げていた具体的方策のうち、定員の適正化、起債の特例等の活用、人件費独自削減については考え方を修正されるとともに、しっかりと経済対策も打っていくのだということ、それらを踏まえた財政推計も提出をされているところでございます。

そこで、当時の再推計と決算額の差について、単年度収支では、昨年10月段階3億1,700万円の黒字ということでされていましたが、これは一般財源ベースですが、決算時点では4億3,100万円と、結果、その推計時点からも1億1,400万円がさらに黒字としてはプラスになっています。

当然ながらタイムラグはあると思いますけれども、昨年10月にお示しいただきました再推計、いわゆる半年経過後の見込みから、さらに決算時点で1億1,400万円が、いいことなんですけれども、上振れする、これの変動についての、どういった事情があつてこのように1億1,400万円、大きな額だと思いますが、上振れしたのか、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 小松主査。

○財政課財政係主査（小松大悟君） お答えいたします。

決算黒字が増加した要因としまして、初めに、歳入におきましては、昨日の答弁のとおりとなっておりますが、市税が上振れたということに加えまして、令和3年度に引き続き、普通交付税の再算定による増額、そして特別交付税の財政需要が増加したことなどが大きな要因となったところです。

次に、歳出につきましては、歳入に関連する歳出科目で一部乖離が生じましたが、おおむね計画どおりと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 市税の部分、交付税ということでございます。一方で、歳出については、やはりエネルギー費用が高騰しているということで、決算時点の見込みからは多分歳出が増えているということだと思いますけれども、それを上回る歳入ということが今説明の中でありました。

そこで、昨年10月の同じく再推計と具体的方策見直しに関連してですけれども、これは方策自体を見直すということはしているんですが、計画期間、それからこの計画の目標を変更しないということで、冒頭答弁もいただきましたとおり、令和7年度までの計画期間を維持しているということです。

目標について改めて確認ですけれども、持続可能な財政基盤の確立、そして基金に頼らない財政運営の構築、財政調整基金残高3億円の確保という、この3つが目標となっております。この点、先ほど総括的にはどう指標を見るかということで答弁いただいたところでありますけれども、ここではこの3つの計画で掲げている目標に対して現状どのように評価をされている

のか、お伺いをいたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

先ほどの答弁と若干重複してしまう部分もあるかと思いますが、持続可能な財政基盤ということで、これはどこまで改善すればこれが持続可能なのかとなると、なかなか一概に申し上げるのは難しいなという考えでありますけれども、これはやはり数値的なものに寄らざるを得ないかなということで、一定程度基準となる指標が改善していくことが持続可能な財政基盤を構築していくということにつながるのかなと考えてございます。

それから、基金に頼らないということでございますけれども、これも現状、昨年度も今年度も基金の取崩しを停止したのもございますし、なるべくそういったことが起きないような形で歳入に見合った歳出という形で財政運営がしていければいいなと思っておりますけれども、これも推計上お示ししているとおおり、また令和8年度以降ぐらいには、どうしてもその財調に頼らざるを得ないような財政状況もある程度想定をされておりますので、幾らでも取り崩せるという状況ではないという認識でございます。

ちょっと2番目と3番目が重複するような格好になると思いますけれども、そういった形で、基本はある程度指標の改善を目指して、この後も引き続き健全化の取組を進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、財政調整基金についてお聞きしたいと思います。

先ほどの質問にありましたとおおり、財政健全化実行計画、繰り返しになって恐縮ですがけれども、本市の財政が本当に危機的な状況での策定がされて、枯渇をするというところが見通された中での計画ですので、計画目標でいけば財政調整基金は3億円の確保というのが目標でございます。現状どうかということでいけば、4年度末16億円です。さらには令和4年度の黒字化部分の半分は財調にということなんで、プラス2億円を加えて18億円となっております。

計画目標を大きく上回る現状の基金残高についてでありますけれども、これについても先ほど触れた具体的方策の見直しにおいては、やはり現下の地域経済の部分に対策を打たなければいけないということで、これまでは目標の中で基金に頼らないというところを一部変えて、基金活用した経済対策とされていると承知をしているところでございますけれども、この部分ですが、具体的に見直しして、経済対策、どれだけ必要だということでされているのか。具体的には、令和4年度、これは途中見直し前の部分でありましたので、4年度ではどれぐらいを切り崩して経済対策に活用しようとしたのかと実際の活用額、参考までに、5年度についても予算とどれぐらいその基金を活用した経済対策がされているのかということで確認をさせていただきたいなと思います。お願いします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

経済対策にどの程度基金が活用されるのかという御質問かと思いますが、2年連続で交付税の再算定がありまして、臨時経済対策ということで、年度の後半になってそういう措置がされたということでありまして、当該年度では使い切れないということで、財調に積み立てまして、その次年度でそれを執行していくという考えでございました。

4年度でいきますと、1億1,200万円を取り崩して経済対策をやっているという考えでありました。この中でいきますと、大きいものでいきますと、朝日の農産加工施設の屋根の改修ですとか、こういった1,000万円規模に及ぶような修繕みたいなものって、なかなか通常一般財源でやる修繕だとか、こういった事業規模の比較的小さい事業に取り組むのはなかなか難しく先送りしがちなものですとか、あとは、こういったもののほか、ボイラーです。どこもかなり古くなってきているボイラーばかりなのもありまして、総じて基本地元の業者でできるような比較的小規模の事業に1億1,200万円を充てるような予算を計上してきたところです。

結果的には決算が好転しまして、ここの部分を取り崩さずに決算を迎えられたということでもありますので、実際取り崩して行った対策ということはないということです。

参考までのほうの令和5年度も同じような状況ですけれども、こちら8,900万円、9,000万円ぐらい同じような形で積み立てておりまして、今年度それを取り崩して事業を行うという予定でありますけれども、こちらも同様なことが起こって、決算が好転すればいいとは思ってはおりますけれども、基本はそれはもともとの考えのとおり、今段階では財調を取り崩して、経済対策として国に措置された費用を、そこを取り崩して実施しているという考えに変わってございません。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 少し財調基金の活用目的で、臨時経済対策という書きぶり自体が、もともと財政調整基金の目的自体が財源不足等の対応ということがあるものですから、そこに活用目的にそれを使って経済対策というのはなかなか今まではないんだと思いますし、ただ、その部分で令和4年度、そして今年度と、それでもこの基金をしっかり使って経済対策を打っていくのだということで認識をしていたんですけども、今ありましたとおり、結果、見込みから歳入額が上振れした結果、財政調整基金を活用することなく当初予定していた経済対策ができました。予定していた基金の取崩しはされませんでした。結果黒字でさらに積み上がりました。

5年度も、現時点で決算資料で提出いただいている今年度の財政取崩し額でありますけれども、8,994万1,000円を予定しているということです。今ありましたとおり、これは昨年と同時点も1億1,202万円を活用するよとあって、結局経済対策の財源としては使わなかった。これは現在のこの約9,000万円も、現在の見込みで、決算見込みで、この時点でというのは昨年と同じになってしまうので大変恐縮でありますけれども、ともすれば、対策を打ちたいとあって基金を活用するんだとあって予算化まではしたんですけども、結果それが、対象事業はされた

んだけれども活用することがなかったとなると、少しやはりまだまだ基金がただ積み上がっていくだけではないのかと思うんですけれども、それならやはり思い切った経済対策、これは昨年の私、4定でもこの間コロナで地域に回っていないお金が基金に積み上がっているのだったら思い切った活用をということで、なかなかやはり中長期的に見通せば、あったほうがいいよねということがあるかもしれませんが、とはいえやはり想定外で積み上がったものは、やはり理由問うていけば、地域にお金がやはり出ていないんだということだと思うんですが、まずはその8,994万1,000円という、今年度の活用取崩し見込みというのは、これはそのまま経済対策として使われる見込み、現時点では見込まれているのでしょうか。資料はそうなっているんですけれども、改めて確認をさせてください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

見込みの段階なので、ちょっと断定的なことは申し上げられませんが、今段階でいきますと、この8,900万円以上の事業は、予算化もしていますので行っていきますので、理論としては取り崩して経済対策を行うということになるかと思えます。

ただ、これは決算を迎えてみなければ分からない部分なので、結果どうなるかは今段階ではちょっとつかめないという状況でございます。

御指摘のとおり、これだけ財調が積み上がっているの、一定程度市民に還元すべきでないかという御議論ももちろんあるかと思えますけれども、現段階でいきますと、こういった予算組みになっていますので、予算どおりの執行を基本は予定をしているところです。また、財調の活用方法等につきましては、予算編成の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 最近、何か還元という言葉が出るので、私はその言葉があまり好きじゃないので、必要があった部分を皆さんで税などを中心としてなっているの、当然余ったから返すとかそういうことではないので、ふさわしい対策、対応をお願いしたいなというところがございます。

それで、とはいえ、今ありましたとおり、やはりこの予算と決算の部分でいくと、方策を見直して、ちょっと厳しい計画を立てたけれども、やはり現下の状況を見れば、このお金を使ってもやらなきゃいけないといったものが結果使われなかったという、これは結果論になってしまっただ変恐縮なんですけれども、とすれば、それは行政がやろうと思った部分が、やはりちょっと小さいのではないかなと思うんです。

そこでいけば、私、昨日からの決算委員会で様々な質問の中でずっと問うているんですけれども、やはり市民負担が物価高等々の中で様々な使用料、どうなるんだろうという、いろいろ意見ある中で、やはり単純に申し上げて、現在やっている経済対策の一つだと思いますけれども、水道料の軽減策、これはもう額も明らかでありますし、期間も言えば単年度の8,000万円

という額も提示していただいております。現下の経済状況を見れば、この部分、早々にやはり軽減打つべきだということで、ぜひ理事者のほうから判断をいただいて、その上でさらに、この軽減策というのは別にお金をくれるわけじゃないんですよ。値上がりをした結果、市民のお財布から出ていくお金が増えるのを止めているだけなので、もっと今の、いわゆる国が想定している基準、経済対策というのは、何かの給付とか減税とか、そういった国民側に返ってくるものを言っているんですけども、ただ、本市のこの軽減策については、何もしなくても蛇口をひねったものの料金が来年4月から上がるという、ただ負担増を抑えているだけなので、効果として経済対策かと言われると甚だ疑問ではありますけれども、とはいえ、これは必然、やった上で新たな経済対策を、やはり地域の事情に応じて積み上がった財政調整基金を活用して講じていくと、これがやはり求められているのではないかなと思うんですけども、そういった意味ではその前提となる、何度もほかの質問の中でも言っていて恐縮でありますけれども、現在行っている水道料金の値上げ部分に対する軽減策、令和6年度、まずはこれを実施するのはまさしく必要なことだと思うんですけども、この点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） お答えいたします。

今、健全化を進めている段階の中で、確かに財政調整基金というのが、これは市税だとか、交付税だとかの上振れの部分で積み上がっている部分があります。また、経済対策についても、予算化はしていますけれども、これは結果的に、一般財源、基金の投入というのがなくて済んでいて、余計に基金財調が積み上がっているような印象にもあるとは思いますが。

ただ、財政調整基金というのは、御承知のとおり、これは例えば将来的に備えということで、経済の不況等による税収不足が起こったときでありますとか、災害に備えて準備しているものでありまして、積み立てているものでありまして、一般的な規模でありますけれども、これは標準財政規模の大体10%から20%ぐらいが適切じゃないかとも言われているところでありまして、そういった意味からすると、現在保有しています財調の規模というのは適正な範囲の中に収まっているのではないかなと考えているところでもあります。

そこで今、物価高騰等によって市民が厳しい環境に置かれていますといったようなことで、そこに対する支援でありますとか、先ほど委員から言われていますような水道料の軽減といったような措置を講じてはということでもありますけれども、当然、今後、市民の生活安定、あるいは事業者の安定に向けては、必要な経済対策というのは当然措置をしまいであります。そこにその財源をどうやって充てるかというのは、その時点で、支援の規模にもよりますので、あるいは国からの交付金の活用の状況にもよりますので、それによって変わってはまいりますけれども、必要な対策についてはきっちりと検討していくということがまずあります。

それで、昨日も御答弁申し上げたんですけども、その水道料金の軽減の部分で、例えば8,000万円についてどうなんだという話もありましたけれども、そこはやはり別というか、や

はりその水道料金というのは会計の中で料金収入で賄っていかなければならないという原則がありますので、そこはそことして、今後の水道事業会計、安定的な水の供給をきちっとしていくためにも、これは責任を持って経営していく必要があるのです、そこは市民の協力をいただきながら、料金については改定ということで考えていますので、ですから、6年度における軽減対策は今のところ考えていないということで、昨日申し上げたとおり答弁させていただいております。ですから、そこはちょっと切り分けて、料金は料金として、こちらの経済対策で市民負担の支援、対策についてはまた別途それは対策を講じていくと、そういうような考えをしております。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 別だということでありましたけれども、まずは今回決算の中では健全化実行計画の進捗についてお伺いをしての今の最後の質問となっておりますけれども、健全化実行計画も、これは市役所のもちろん職員の皆さんの頑張りもありますけれども、結果、令和3年度から大幅ないろんな施設の利用時間が短くなったりとか、あるいは、この間支援いただいていた補助団体の補助金が削減されたりとか、当然ながらこの財政健全化実行計画は誰が協力しているんだ、当然市民が協力していることでございます。そういった意味では、目標を変えないで引き続きやるんだということは、当然その行政の考え方については私もしっかりと長期的にも財政の安定化というのはしっかりとやってくださいという立場でございます。

今もう一方で、その部分で、経済対策、先ほど言いましたけれども、多くは経済対策といったら何か負担を軽減するとか、例えば給食費を無償化するとか、何か月分の水道料を無償化しますとか、それが軽減策のイメージだと思うんですけれども、こと士別市のこの水道料金の値上げ、値上げは決定している、実質その値上げ分を補填して上げないようにしているというのは、これは別だと副市長はおっしゃいますけれども、私のこの支払いのお財布から出ていくお金は、お財布は1個なものですから、一般会計に払おうが水道事業に払おうが、使用料であろうが税金だろうが、公的などところに払うお金は、お財布から出ていくものは同じなものですから、そういった意味では、市としては会計別だよということは結構なんですけれども、水道事業は赤字を起こして料金を上げなきゃいけないよって言っている一方で、一般会計の財源補填に利用しようとしている財政調整基金が計画よりも上がっていく。標準財政規模の10%、20%というそういう数字も今出ましたけれども、令和2年のときに言っていたのは、ゼロになると言っていた話ですよ。目標は、そのときも3億円は取りあえず、災害などがあつたときの非常時に対してはやはり3億円はないとこの議場でも説明を受けて、そうしたら市民みんなで協力しましょうと始めた計画ですので、その点についてはもう何度も何度も言っていることなんで、来年度予算の中でどのような判断をされて経済対策されるかということはありませんけれども、まずは、繰り返しになりますが、私は水道料金の値上げ軽減策は経済対策ではないということだけは指摘申し上げて、引き続き、この財政健全化実行計画がしっかりとされることをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

何か答弁ありましたら、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（喜多武彦君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時00分休憩）

（午後 2時10分再開）

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度決算全般について御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） 御質疑がないようですので、以上で令和4年度各会計決算認定8案件の質疑を終了いたします。

○委員長（喜多武彦君） それでは、これより採決に入ります。

認定第1号 令和4年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和4年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの8案件を一括採決いたします。

本件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8案件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの委員会の決定に基づく審査報告書及び委員長報告については委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（喜多武彦君） 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時11分閉議）

以上、本委員会のおん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月26日

予算決算常任委員会

委員長 喜多武彦

副委員長 佐藤 正

署名委員 中山義隆

署名委員 西川 剛